

証券コード 7421
平成30年6月1日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
ランドマークタワー12階
カ ッ パ ・ ク リ エ イ ト 株 式 会 社
代表取締役 澄川 浩太

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月15日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月18日（月曜日）午後2時
（開始時刻が前年と変更になっております。）
2. 場 所 神奈川県横浜市中区山下町3丁目1番
神奈川県民ホール
開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願い申しあげます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kappa-create.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、会社役員（社外役員に関する事項）の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kappa-create.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載していません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎当日ご出席の株主さまへのお土産は、ご用意いたしておりませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策等を背景に企業収益は堅調に推移し、緩やかな回復基調を辿ったものの、欧米や東南アジアにおける不安定な政治動向や地政学的リスクの高まり等の影響が懸念されるなど先行き不透明な状況が続きました。

外食業界におきましては、食材価格の高騰、人材確保の競争の激化、食の安全・安心に対する社会的関心の高まりに加え、消費者の節約志向の影響から経営環境はより一層の厳しさを増しております。

このような状況の中、店舗改装(26店舗)や新規ロゴへの看板変更(一部店舗除く)を行うなど、新規顧客の獲得及びリピーターの増加を目指してまいりました。

新規出店については、平成29年4月に一関店、平成29年6月に安中店の計2店舗をオープンいたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は787億28百万円(前連結会計年度比0.9%減)、営業利益は3億78百万円(前連結会計年度は営業損失5億24百万円)、経常利益は5億16百万円(前連結会計年度は経常損失3億49百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は8億10百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失58億7百万円)となりました。

次に事業のセグメント別の概況をご報告申しあげます。

【回転寿司事業】

回転寿司事業におきましては、全社的な事業構造改革を通じて、国内回転寿司業態におけるメニュー・品質の向上及び積極的な販売促進に注力すべく、最高ランクの3特いくらを使用した北海道産 鮮極いくらやボタンエビ、鹿児島県産 大うなぎや山口県産 のどぐろなどの全国各地の旬のネタを使用した「かっぱ寿司」でしか味わえない素材にこだわった新鮮で魅力ある商品を提供し、販売促進を行ってまいりました。また、11月より「食べホー」と題して期間限定で「食べ放題」を全店舗で展開し、今年2月より期間の限定を設けず全店舗で食べ放題を展開するなど、新規お客様にとっての来店動機の充実に取り組んでまいりました。加えて、店舗運営の観点におきましては、お客様により良い商品・サービスをご提供すべく、調理マニュアルの見直しやスピード向上のための取り組みを引き続き行うなど、店舗におけるオペレーション力の強化に努めてまいりました。

このような取り組みを実施した結果、着実な収支改善を実現しておりますが、天候不順等に伴う売上高の減少や、食材価格の高騰が想定を上回って推移していること、また、将来に向けた店舗における営業状態の改善に優先的に取り組んでいることに伴う各種費用が増加いたしました。

海外では韓国で回転寿司を6店舗運営しております。メニューの定期的な見直しを中心とした、商品力・サービスの向上に注力し、改善を進めました。

以上の結果、回転寿司事業の売上高は666億64百万円（前連結会計年度比1.4%減）となりました。

【デリカ事業】

デリカ事業におきましては、コンビニエンスストアを中心とした寿司弁当、調理パン等の新規取先の拡大、既存顧客の販売強化及びコスト構造の見直しに取り組んでおります。

以上の結果、デリカ事業の売上高は120億64百万円（前連結会計年度比2.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額（敷金及び保証金を含む。）は26億61百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

回転寿司事業	・当社直営店舗	2店舗新規出店
		26店舗改装

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、平成29年9月28日に第3回無担保社債により15億円、平成29年9月29日に第4回無担保社債により15億円、総額30億円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成30年3月30日付で、当社が保有するカップ・クリエイト코리아株式会社の全株式を株式会社レインズインターナショナルに譲渡し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (平成27年3月期)	第 38 期 (平成28年3月期)	第 39 期 (平成29年3月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高(百万円)	87,643	80,320	79,422	78,728
経常利益又は 経 常 損 失(百万円) (△)	807	2,723	△349	516
親会社株主に 帰属する当期 純利益又は親 会社株主に帰 属する当期純 損失 (△) (百万円)	△13,455	5,281	△5,807	810
1株当たり当期純 利益又は1株当 り当期純損失 (△) (円)	△316.13	108.75	△119.38	16.63
総 資 産(百万円)	35,140	35,257	29,621	32,027
純 資 産(百万円)	12,073	17,611	11,008	11,914
1株当 たり 純 資 産 額(円)	241.93	361.22	225.29	243.70

(注) 第37期は、決算期の変更にとまなまして、13か月決算となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社コロワイド及びその100%子会社である株式会社SPCカップで、同社は当社の株式24,943,302株（議決権比率50.63%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決 権 比 率	事 業 内 容
株式会社ジャパン レッシュ	310百万円	86.56%	関東、関西、中京地区におけるコンビニエンスストア向け調理パン、米飯の製造及び販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社計1社であります。
2. 従来、連結子会社であったカップ・クリエイトコリア株式会社は、保有株式の譲渡に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しました。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、外食業界におきましても人材及び原材料調達コストの上昇や、消費者の根強い節約志向の影響など、社会環境の変化に伴い既存事業者間の競争はより一層厳しさを増しております。

このような厳しい環境の中、引き続きグループの総合力を結集し、従来の枠組みにとらわれることなく全社的な事業構造改革を進めてまいります。

デリカ事業におきましては、グループのシナジーを活かし販路を拡大、寿司弁当、調理パンを中心に業容を拡大してまいります。

以上により次期の見通しにつきましては、連結売上高815億円、連結経常利益17億円、親会社株主に帰属する当期純利益7億円を見込んでおります。

株主各位におかれましては、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業区分	主要な内容
回転寿司事業	回転寿司の経営（日本国内）
デリカ事業	コンビニエンスストア向けの寿司・調理パンの製造、販売

(6) 主要な営業所、工場及び店舗（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

当 社	本社：神奈川県横浜市西区
-----	--------------

② 子会社の主要な営業所

株式会社ジャパンフレッシュ	本社：神奈川県横浜市西区 工場：愛知県名古屋市長久区、 滋賀県草津市、静岡県富士市、 兵庫県尼崎市、埼玉県上尾市
---------------	---

③ 当社グループの店舗の状況

	期 首	期 末	増 減
国 内	351店	348店	3店減

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 49,414,578株 |
| ③ 株主数 | 130,798名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 S P C カ ッ パ	24,943,302株	50.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	621,900	1.26
株式会社SMB C信託銀行（従業員持株会信託口）	523,000	1.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	469,500	0.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	405,700	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	403,100	0.82
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行 口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式 社	383,600	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	377,300	0.77
カップ・クリエイト従業員持株会	342,700	0.70
JP MORGAN CHASE BANK 385151（常任代理人 株式会 社みずほ銀行決済営業部）	275,407	0.56

- (注) 1. 当社は自己株式を142,048株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記の株式会社SMB C信託銀行（従業員持株会信託口）は、従業員の企業意思形成への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すべく「従業員持株会連携型ESOP」を導入したことによるものであります。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成30年3月31日現在）
- 平成20年6月6日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
1,060個（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の目的である株式の数
106,000株
 - ・新株予約権の払込金額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり100,800円（1株当たり1,008円）
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本組入額
504円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成22年6月1日から平成31年8月31日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
行使時において、当社又は当社子会社の取締役、及び従業員であること。
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	140個	14,000株	1名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
- 該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役専務	澄川浩太	経営全般
取締役	石川恵輔	営業本部統括
取締役	植田剛史	経営全般
取締役	北森浩二	カップパ・クリエイト코리아(株) 代表取締役社長
取締役	徳江義典	神奈川県弁護士会 弁護士 徳江法律事務所所長
取締役	才門麻子	(株)クラッセ・ドゥ・クラッセ代表 取締役 (株)アトム 社外取締役
常勤監査役	宇田猛	(株)レインズインターナショナル 社外監査役
監査役	金森浩之	金森公認会計士事務所所長 (株)RSテクノロジーズ社外監査役 (株)博展 社外取締役 みなと公認会計士共同事務所代表
監査役	友野宏章	アサヒビール(株) 監査役

- (注) 1. 取締役徳江義典氏、才門麻子氏は社外取締役であります。
2. 監査役金森浩之氏、友野宏章氏は、社外監査役であります。
3. 監査役は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役金森浩之氏は、公認会計士であります。
4. 当社は社外取締役徳江義典氏、才門麻子氏並びに社外監査役金森浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成29年10月1日をもって、取締役澄川浩太氏は代表取締役専務に就任いたしております。
6. 平成30年2月28日をもって、代表取締役社長大野健一氏は、代表取締役社長及び取締役を辞任いたしました。なお、同氏は辞任時において、重要な兼職はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7 名 (2 名)	51 百万円 (4 百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	15 百万円 (5 百万円)
合 計	10 名	66 百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年8月25日開催の第28期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年5月28日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役には、平成30年2月28日をもって辞任した1名の取締役を含んでおります。現在、取締役は6名となっております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき取締役会決議によって毎年3月31日、9月30日を基準日として剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。株主及び一般投資家保護の基本原則を十分認識し、経営基盤の確保と株主資本利益率の向上を図りつつ、安定配当及び株主優待制度を継続するとともに、業績に応じた株主還元を積極的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当制度を導入しておりますが、期末の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。内部留保金につきましては、今後の経営環境の変化に対応すべく、経営体質の強化を図るための諸施策等に有効投資してまいりたいと考えております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、取締役会決議により1株当たり5円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産 11,996 現金及び預金 7,617 売掛金 2,080 商品及び製品 340 原材料及び貯蔵品 299 未収消費税等 345 その他の他 1,314 貸倒引当金 △ 0 固定資産 19,942 有形固定資産 12,707 建物及び構築物 7,589 機械装置及び運搬具 656 工具、器具及び備品 853 土地 2,986 リース資産 562 建設仮勘定 58 無形固定資産 287 投資その他の資産 6,946 投資有価証券 852 敷金及び保証金 5,779 その他の他 324 貸倒引当金 △ 9 繰延資産 88 社債発行費 88	流動負債 11,323 買掛金 3,874 短期借入金 249 一年内返済予定の長期借入金 826 一年内償還予定の社債 1,110 未払金 1,573 未払費用 1,764 リース債務 393 未払法人税等 427 未払消費税等 404 賞与引当金 159 株主優待引当金 102 店舗閉鎖損失引当金 155 繰延税金負債 13 その他の他 267 固定負債 8,789 社債 3,795 長期借入金 800 長期未払金 2,234 長期預り保証金 93 リース債務 438 資産除去債務 1,388 その他の他 39 負債合計 20,113 純資産の部 株主資本 11,884 資本金 9,800 資本剰余金 2,263 利益剰余金 445 自己株式 △ 624 その他の包括利益累計額 △ 4 その他有価証券評価差額金 △ 4 新株予約権 34 非支配株主持分 — 純資産合計 11,914 負債・純資産合計 32,027
資産合計 32,027	負債・純資産合計 32,027

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		78,728
売上原価		37,963
売上総利益		40,765
販売費及び一般管理費		40,387
営業利益		378
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	44	
受取家賃	216	
自動販売機収入	60	
雑収入	79	456
営業外費用		
支払利息	57	
社債利息	29	
貸借収入原価	189	
為替差損	0	
雑損失	41	317
経常利益		516
特別利益		
固定資産売却益	810	
関係会社株式売却益	653	
受取和解金	36	1,500
特別損失		
固定資産除却損	37	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	155	
減損損失	923	
その他の特別損失	10	1,127
税金等調整前当期純利益		889
法人税、住民税及び事業税	245	
法人税等調整額	△182	62
当期純利益		827
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		810

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	9,800	3,664	△1,783	△673	11,006
当連結会計年度変動額					
欠 損 填 補		△1,418	1,418		-
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			810		810
自 己 株 式 の 処 分		18		49	67
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△1,400	2,228	49	877
当連結会計年度末残高	9,800	2,263	445	△624	11,884

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	△4	△31	△35	37	-	11,008
当連結会計年度変動額						
欠 損 填 補						-
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						810
自 己 株 式 の 処 分						67
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)	0	31	31	△3	-	28
当連結会計年度変動額合計	0	31	31	△3	-	906
当連結会計年度末残高	△4	-	△4	34	-	11,914

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部	
流 動 資 産 現 金 及 び 預 金 売 掛 金 商 品 及 び 製 品 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 前 払 費 用 未 収 入 金 未 収 消 費 税 等 そ の 他 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 及 び 構 築 物 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 工 具 、 器 具 及 び 備 品 土 地 リ ー ス 資 産 建 設 仮 勘 定 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア 施 設 利 用 権 そ の 他 投資その他の資産 投 資 有 価 証 券 敷 金 及 び 保 証 金 そ の 他 貸 倒 引 当 金 繰 延 資 産 社 債 発 行 費	10,849 7,195 639 274 162 616 1,029 345 587 △ 0 18,932 11,752 7,274 468 849 2,592 562 4 282 258 11 12 6,897 838 5,746 319 △ 7 88 88	
	流 動 負 債 買 掛 金 短 期 借 入 金 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 一 年 内 償 還 予 定 の 社 債 未 払 金 未 払 費 用 リ ー ス 債 務 未 払 法 人 税 等 賞 与 引 当 金 株 主 優 待 引 当 金 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 延 税 金 負 債 そ の 他 固 定 負 債 社 債 長 期 借 入 金 長 期 未 払 金 長 期 預 り 保 証 金 リ ー ス 債 務 資 産 除 去 債 務 そ の 他 負 債 合 計	9,583 2,954 249 826 1,110 1,164 1,562 393 394 119 102 155 13 538 8,308 3,795 800 1,824 93 438 1,318 39 17,892
	純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 新 株 予 約 権 純 資 産 合 計	11,942 9,800 2,004 1,312 692 762 762 762 △ 624 1 1 34 11,977
資 産 合 計	29,870 負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,870

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		65,132
売上原価		27,236
売上総利益		37,895
販売費及び一般管理費		37,635
営業利益		260
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	35	
受取家賃	284	
貸倒引当金戻入益	158	
自働販売機収入	58	
雑収入	48	649
営業外費用		
支払利息	46	
社債利息	29	
貸入原価	254	
為替差損	0	
雑損失	39	369
経常利益		540
特別利益		
固定資産売却益	786	
関係会社株式売却益	730	
受取和解金	36	1,552
特別損失		
固定資産除却損失	37	
減損	904	
店舗閉鎖引当金繰入額	155	
その他特別損失	10	1,107
税引前当期純利益		985
法人税、住民税及び事業税	222	
法人税等調整額	△0	222
当期純利益		762

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		資 本 剰 余 金			
		資本準備金	その他資 本剰余金	繰上 り利益	繰上 り利益	繰上 り利益	繰上 り利益		
当 期 首 残 高	9,800	2,500	905	3,405	△1,418	△1,418	△673	11,112	
当 期 変 動 額									
欠 損 填 補		△1,187	△231	△1,418	1,418	1,418		-	
当 期 純 利 益					762	762		762	
自 己 株 式 の 処 分			18	18			49	67	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								-	
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,187	△212	△1,400	2,181	2,181	49	830	
当 期 末 残 高	9,800	1,312	692	2,004	762	762	△624	11,942	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	1	1	37	11,150
当 期 変 動 額				
欠 損 填 補				-
当 期 純 利 益				762
自 己 株 式 の 処 分				67
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△0	△0	△3	△3
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	△3	826
当 期 末 残 高	1	1	34	11,977

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

カップ・クリエイト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 本 剛 光	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間 宮 光 健	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新名谷 寛 昌	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カップ・クリエイト株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カップ・クリエイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

カッパ・クリエイト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本剛光	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間宮光健	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新名谷寛昌	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カッパ・クリエイト株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また子会社については、子会社の取締役会及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月22日

カッパ・クリエイト株式会社 監査役会

常勤監査役 宇 田 猛 ㊟

社外監査役 金 森 浩 之 ㊟

社外監査役 友 野 宏 章 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

(1) 当社は、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置することにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うことにより、更なる企業価値向上を図るために「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたします。

これに伴い、移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 当社は定時株主総会を毎年6月に招集することとしておりますが、より柔軟に招集できるように現行定款第12条（招集）を変更案第13条のとおり変更するものであります。

(3) 株主の皆様への利便性向上の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入することとし、変更案第9条（単元未満株式の買い増し）を新設するものであります。

(4) 当社は、現行定款第48条（剰余金の配当等の決定機関）にて、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることができる旨規定しており、現行定款第50条（中間配当金）について、これを削除するものであります。

(5) その他、上記各変更に伴う所要の変更、字句の一部修正等を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条 第1章 総則 ～ 第4条 (条文省略)	第1条 第1章 総則 ～ 第4条 (現行どおり)
第5条 第2章 株式 ～ 第7条 (条文省略)	第5条 第2章 株式 ～ 第7条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第9条 ～ 第11条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p>	<p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 次条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利 (単元未満株式の買い増し)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところに従い、その有する単元未満株式と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第10条 ～ 第12条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第13条 ～ 第17条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第14条 ～ 第18条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第25条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 (取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>役付役員若干名を選定することができる。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第31条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の員数</u>) 第32条 当社の監査役は、6名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の選任</u>) 第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によ</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>って選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p><u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の決議の方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規程)</u> 第39条 監査役会に関する事項は、法令 または定款に定めるもののほか、監査 役会において定める監査役会規程に よる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の 決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 当会社は、監査役との間で、会 社法第423条第1項の賠償責任につい て、法令に定める要件に該当する場合 には、賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、法令で 定めた額を限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u> 第33条 当会社は、監査等委員会を置 く。 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第34条 監査等委員会は、その決議によ り常勤の監査等委員を選定すること ができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第35条 監査等委員会の招集通知は、各 監査等委員に対し、会日の3日前まで に発する。ただし、緊急の場合には、 この期間を短縮することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第36条 監査等委員会の決議は、法令に 別段の定めがある場合を除き、監査等 委員である取締役の過半数が出席 し、出席した監査等委員の過半数をも って行う。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第37条 監査等委員会に関する事項は、 法令または定款に定めるもののほ か、監査等委員会において定める監査 等委員会規程による。
第 6 章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第42条 (条文省略) (会計監査人の選任) 第43条 (条文省略) (会計監査人の任期) 第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取 締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定め る。	第 6 章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第38条 (現行どおり) (会計監査人の選任) 第39条 (現行どおり) (会計監査人の任期) 第40条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取 締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定め る。

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の責任免除) 第46条 (条文省略) 第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第47条 (条文省略) (剰余金の配当等の決定機関) 第48条 当社は、剰余金の配当等会社 法第459条第1項各号に掲げる事項に ついては、法令に別段の定めのある場 合を除き、株主総会の決議によらず取 締役会の決議により定めることがで きる。 (剰余金の配当等の基準日) 第49条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の責任免除) 第42条 (現行どおり) 第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第43条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第44条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の基準日) 第45条 (現行どおり)</p>
<p>(中間配当金) 第50条 当社は、取締役会の決議によ <u>って、毎年9月30日の最終の株主名簿</u> <u>に記載または記録された株主または</u> <u>登録株式質権者に対し、会社法第454</u> <u>条第5項に定める剰余金の配当(以下</u> <u>「中間配当金」という。)をすること</u> <u>ができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等) 第51条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等) 第46条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となり、また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
※ 1	おざわ としはる 小澤 俊治 (昭和44年2月1日)	平成5年4月 ㈱コロワイド入社 平成16年11月 アムゼ㈱(現㈱アトム) 代表取締役 平成20年5月 ㈱ジクト(現㈱アトム) 代表取締役 平成21年3月 ㈱アトム代表取締役副社長 平成23年4月 同社代表取締役社長(現任)	-株
2	すみかわ こうた 澄川 浩太 (昭和53年11月8日)	平成13年4月 監査法人トーマツ入社 平成16年4月 みずほコーポレートアドバイザー㈱ 平成25年7月 日清食品㈱ 平成28年7月 ㈱コロワイド入社 平成28年7月 ワールドピーコム㈱取締役(現任) 平成28年7月 同社代表取締役社長 平成29年2月 当社常務執行役員 平成29年6月 当社取締役 平成29年10月 当社代表取締役専務(現任)	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	うえだ たけふみ 植田 剛史 (昭和39年9月13日)	平成13年9月 ㈱平成フードサービス入社 平成15年4月 ㈱コロナ常務執行役員 平成17年6月 ㈱アトム代表取締役社長 平成23年4月 同社取締役 平成23年6月 ㈱コロナ東日本代表取締役 社長 平成23年6月 ㈱コロナ取締役 平成23年6月 ㈱コロナMD専務取締役 平成24年10月 ㈱レインズインターナショナル 取締役 平成26年12月 当社専務取締役開発本部長 平成28年6月 ㈱コロナ総務部部长 平成29年6月 当社取締役(現任) 平成30年2月 ㈱コロナ広報部部长(現 任)	-株
4	きたもり こうじ 北 森 浩 二 (昭和44年9月18日)	昭和60年9月 ㈱日伸食品入社(現当社) 平成18年6月 当社第4統括部長 平成19年12月 当社営業副本部長 平成20年5月 当社取締役 平成20年12月 当社海外事業本部長 平成21年4月 カッパ・クリエイトコリア㈱代 表取締役社長(現任) 平成23年5月 当社取締役(現任)	11,600株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の親会社(特定関係事業会社)における地位・担当については、略歴に記載のとおりであります。小澤俊治氏は㈱コロナの子会社である㈱アトムの代表取締役であります。平成30年6月14日開催の同社株主総会の終結の時をもって代表取締役を退任し、取締役に就任する予定であります。澄川浩太氏は、㈱コロナの子会社であるワールドビーコム㈱の代表取締役でありましたが、平成29年5月1日をもって代表取締役を退任し、取締役に就任しております。植田剛史氏は、㈱コロナの広報部部长であります。
4. 小澤俊治氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。同氏は長年にわたり飲食事業の店舗運営事業に携わり、会社経営者として豊富な知見を有しております。その経験や幅広い知見を当社の経営全般に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	うだ たけし 宇田 猛 (昭和36年3月31日)	昭和59年4月 ㈱日伸食品入社(現当社) 平成7年7月 当社東日本事業部部長 平成17年3月 当社総務部部長 平成17年8月 当社取締役 平成20年6月 当社物流部部長 平成23年2月 当社法務部部長 平成24年11月 当社総務部部長 平成27年6月 当社常勤監査役(現任)	4,400株
2	とくえ よしのり 徳江 義典 (昭和30年9月6日)	昭和56年4月 東京地方検察庁検事 昭和57年4月 札幌地方検察庁検事 昭和60年4月 東京地方検察庁検事 昭和61年4月 東京地方検察庁特捜部財政経済係 昭和63年8月 法務省刑事局刑事課 局付検事 平成2年12月 横浜地方検察庁川崎支部 平成4年5月 神奈川県弁護士会 弁護士登録 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	さいもん あさこ 才門麻子 (昭和35年6月22日)	昭和59年4月 ㈱高島屋入社 平成5年6月 同社法人外商事業本部営業企画部課長 平成7年5月 日本コカ・コーラ㈱リテールマーケティング本部次長 平成9年6月 スターバックスコーヒージャパン㈱店舗運営部部长 平成13年12月 BPジャパン㈱シニアM&Aプロジェクトマネージャー 平成15年1月 アメリカン・エクスプレスインターナショナル・インク日本支社副社長 平成20年2月 ㈱テイクアンドグヴ・ニーズ取締役営業本部長 平成22年8月 ㈱ユー・エス・ジェイオペレーション本部フードサービス部部长 平成24年12月 ㈱クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役社長(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	-株
4	ともの ひのり 友野宏章 (昭和32年6月25日)	昭和56年4月 アサヒビール㈱入社 平成8年9月 同社千葉支店業務部部长 平成18年9月 同社市場開発本部法人営業部部长 平成20年9月 同社お客様生活文化研究所所長 平成22年9月 同社社会環境部部长 平成24年8月 ビール酒造組合出向専務理事 平成27年9月 アサヒビール㈱監査役(現任) 平成28年6月 当社社外監査役(現任)	-株

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 徳江義典氏、才門麻子氏及び友野宏章氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。

(1) 徳江義典氏につきましては、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり法的関係機関及び弁護士を歴任され法務経験が豊富であることから、社外取締役として、その経験を当社経営全般に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。当社は本議案が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として届け出ることを予定しております。

- (2) 才門麻子氏につきましては、多種業界における会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、その経験を当社の経営全般に活かしていただけると判断し選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。当社は本議案が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。
 - (3) 友野宏章氏につきましては、アサヒビール(株)において長年業務に携わり食品や飲食事業に関わる知識や知見を有しており、また、同社における監査役としての経験もあることから、その経験を当社の経営全般に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。当社はアサヒビール(株)からビール等を購入しております。
3. 当社と徳江義典氏、才門麻子氏及び友野宏章氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額とします。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年8月25日開催の第28期定時株主総会において、年額240百万円以内と決議いただき、本日にいたっております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益の額につきまして、当社グループの経営規模の拡大に対応した今後の経営体制の強化・取締役の増員等を展望し、報酬枠を年額300百万円以内とすることにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益の限度額を年額50百万円以内とすることにつきお諮りするものです。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

神奈川県民ホール

神奈川県横浜市中区山下町3丁目1番

TEL 045-662-5901 (代表)



■最寄りの交通機関

- ・みなとみらい線（東急東横線直通）「日本大通り駅」
（3番出口より徒歩6分）

（お願い）

駐車場は用意していません。

（お知らせ）

当日ご出席の株主さまへのお土産はご用意していませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。